

ご存知ですか？ クーリング・オフ

訪問販売、電話勧誘販売、訪問購入※1など契約をしてしまったけれど解約したい！そんな時は、**クーリング・オフ**しましょう。

※1業者が自宅等を訪ねて商品の買い取りを行うもの

クーリング・オフ通知

- ① 必ずハガキ等の書面で行います。
- ② 契約をやめたい旨を書いて、両面ともコピーし、自分の控えとします。
- ③ 郵便局の窓口へ行き「特定記録郵便」または「簡易書留」で販売会社に出します。（クレジットで購入した場合はクレジット会社にも出してください。）
- ④ 窓口で受取証をもらいます。（この受取証とハガキ等のコピーが証明になりますので、大切に保管します。）

ハガキの 書き方 (例)

通知書
次の契約を解除します。

契約年月日	〇〇年〇月〇日
商品名	〇〇〇〇
契約金額	〇〇〇〇〇円
販売会社	株式会社××××
	□□営業所
	担当者△△△△
支払った代金〇〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。	

〇〇年〇月〇日
板橋区〇〇町〇丁目〇番〇号
氏名 〇〇〇〇

クーリング・オフできる場合や期間など詳しくは消費者センターへお問合せください。

消費生活相談

電話(相談専用)

まずはお電話を！

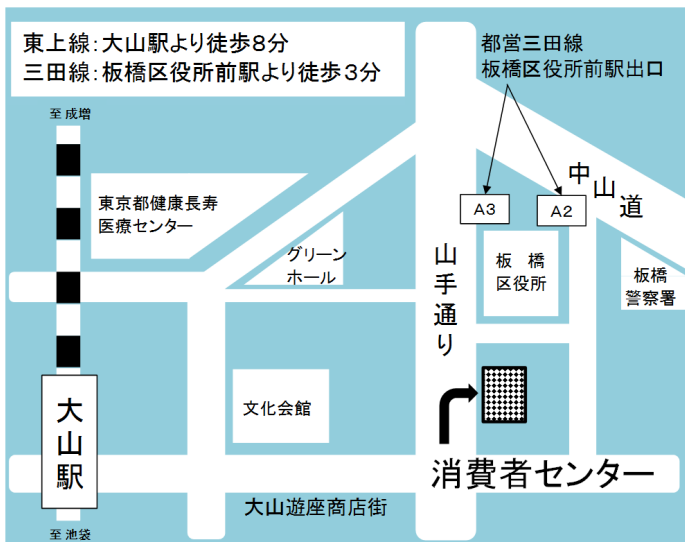
03-3962-3511

受付時間 月曜～金曜

9:00～16:30

(祝日・年末年始を除く)

交通のご案内



〒173-0004

板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター7階

TEL 03-3579-2266 FAX 03-3962-3955

板橋区消費者センター

検索



板橋区 消費者センター



困ったときは、まず相談



困っていませんか？

「確実にもうかります」

「値上がり確定」などと、投資話に関する電話がかかってきたり、パンフレットを送り付けられたりしたが・・・



「身に覚えのない請求」

スマートフォンで動画サイトを見ていたら、突然「登録完了」という画面が出て料金を請求された・・・



「借金で生活が苦しいので債務整理をしたい」

消費生活相談員が詳しく状況を伺い、専門相談窓口（弁護士会など）へつなぎます。



こんなときは
消費者センター
へご相談ください

相談する

消費生活相談

商品の契約・解約などの消費生活にかかわるトラブルに対し、解決のためのお手伝いをします。ひとりで悩まずにお電話ください。



※次の準備をしておくことで相談に役立ちます。

- ・相談したい内容をメモにしておく。
- ・契約書などの書類があればそろえておく。

知る

情報紙「くらしのEye」の発行

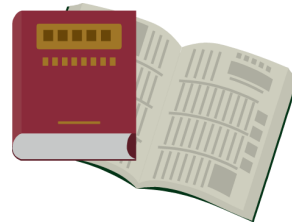
くらしに役立つ情報や身近な話題を取り上げてお知らせしています。区内公共施設や、スーパーマーケットなどで配布しています。

リーフレットの作成

各種啓発リーフレットを配布しています。

図書・資料

消費生活に関する図書やDVDの貸出しを行っています。



学ぶ

消費生活講座

生活に役立つ様々な講座を開催しています。

消費生活学習会講師派遣

区内で活動しているグループや団体が消費生活に関する勉強をしたいとき、そのテーマにあった講師を派遣します。



仲間とともに

施設の貸出し

消費者団体として登録しているグループや団体に、活動するための部屋や、印刷機を無料で貸し出しています。



消費生活展

消費者団体等が日頃から学習・調査していることを展示・発表するイベントです。

相談
専用

03-3962-3511

受付
時間

月曜～金曜9:00～16:30
(祝日・年末年始を除く)

お問合せは

板橋区消費者センターまで

※区内在住・在勤・在学の方が利用できます。

03-3579-2266